

○初心運転者講習に関する規程

(平成 2 年 8 月 29 日公安委員会規程第 6 号)

改正 平成 4 年 11 月 9 日公安委員会規程第 7 号 平成 6 年 3 月 2 号

平成 6 年 4 月 25 日公安委員会規程第 7 号 平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号

平成 29 年 3 月 8 日公安委員会規程第 9 号 令和元年 6 月 28 日公安委員会規程第 2 号

令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 7 号

初心運転者講習に関する規程を次のように定める。

初心運転者講習に関する規程

初心運転者講習に関する規程(昭和 60 年岡山県公安委員会規程第 4 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する初心運転者講習(以下「講習」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(講習の実施)

第 2 条 講習は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。ただし、岡山県公安委員会が法第 108 条の 4 に規定する指定講習機関(以下「講習機関」という。)を指定し、これに行わせることとした場合は、この限りでない。

(講習の区分)

第 3 条 講習は、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に区分して行うものとする。

(講習項目等)

第 4 条 道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。)第 38 条第 10 項の規定に基づき、講習項目、講習細目、講習方法及び講習時間は、別表のとおりとする。

(講習実施要領)

第 5 条 講習は、本部長が別に定める講習実施要領に基づいて行うものとする。

(講習の通知)

第 6 条 法第 108 条の 3 第 1 項に規定する基準該当初心運転者(以下「講習対象者」という。)に対する講習の通知要領等は、規則第 38 条の 4 に規定するほか本部長が別に定める。

(講習実施通知)

第 7 条 講習機関に対する講習実施通知要領等は、本部長が別に定める。

(受講期間の特例)

第 8 条 道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 41 条の 2 に規定する同令第 37 条の 11 各号に掲げる理由のうち、同条第 7 号に規定する「公安委員会がやむを得ないと認める事情」とは、本人の責に帰することのできない次に掲げる場合とする。

- (1) 講習移送の手續が遅れたため、本人が現住所地において講習を受けることができる期間が短くなった場合
- (2) 聴聞等行政処分上の手續等により講習が行えない場合
- (3) 突発的な事案のため、指定講習機関が講習を実施することができなかつた場合
(講習終了証明書の交付)

第 9 条 講習機関は、講習終了者に対して初心運転者講習終了証明書(様式)を交付するものとする。

(指導監督)

第 10 条 本部長は、講習機関に対して講習の実施に関して必要な指導監督を行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行日以後に運転免許を受けた者について適用する。
- 3 この規程の施行の際現に法第 84 条第 2 項の第 1 種運転免許を受けている者で、当該免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して 1 年に達しないものについては、改正前の初心運転者講習に関する規程(昭和 60 年岡山県公安委員会規程第 4 号)は、なおその効力を有する。

附 則(平成 4 年 11 月 9 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 25 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日公安委員会規程第 9 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 28 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和4年5月12日公安委員会規程第7号)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

別表

初心運転者講習細目

講習項目	講習細目	講習方法	講習時間	
			準中型車 普通車 大型二輪車 普通二輪車	原付車
1 安全運転意識の向上	(1) 運転意識の改善の必要性	講義	15分	10分
	(2) 運転適性検査	検査実施	20分	20分
		面談	25分	—
2 場内コースにおける運転演習	(1) 運転技能の補正	実技	60分	50分
	(2) 危険予測・判断の実地訓練			
3 路上における運転演習	(1) 運転行動の観察	実技	90分	30分
	(2) 他の交通に対する配慮			—
	(3) 路上運転についての話し合い	ゼミ	30分	10分
	(4) 原付特別訓練(場内コース)	実技		(40分)
4 危険予測訓練 *運転シミュレーターを使用する場合	(1) 危険予測ディスカッション	ゼミ	90分	50分
	(2) 危険予測・判断能力の向上	講義(映画)	30分	30分
	(3) 危険を予測した運転	実技	120分	—
	(4) 危険予測ディスカッション	ゼミ		
5 新たな心構え	(1) 効果測定	考査	20分	20分
	(2) 新たな心構えの確立	講義	40分	20分
	(3) 総合講評			
講習時間合計			420分 (7時間)	240分 (4時間)

